

繊維流通統計調査における不正確な数値の公表について

平成29年1月
経済産業省

1. 本件に係る経緯

(平成28年)

- 1 1月17日 本統計調査の請負業務先の担当者が生活製品課を来訪し、本統計調査において不適切な処理が行われている旨を指摘。
→ 以降、生活製品課において、調査を実施(2. 参照)
- 1 2月26日 調査の結果、本統計調査に不正確な数字が含まれていること等が判明する中、繊維事業者など関係者に誤った情報を提供し続けることは適切ではないため、調査の完了前ではあったが、不適切処理が行われている事実を公表するとともに、実態を反映した統計調査となっておらず、統計ニーズも小さくなっていた本統計調査を廃止する旨を発表(プレスリリース参照)
同日付で、本統計調査の中止(廃止)について、統計法第21条第3項に基づき、総務省に通知。
- 1 2月28日 処分を決定(管理職級4名:訓告、担当職員3名:嚴重注意。出向中の者を除き同日付で実施。)

2. 不適切な処理についての調査及び事実関係

(1) 調査方法

請負先からの指摘を受け、

- ・ まず、過去の繊維流通統計調査に係る書類の調査を実施。
- ・ ただし、文書の保存期間について、平成22年4月に総務省から変更承認を受けた調査計画では、調査票情報を記録した電磁的記録媒体の保存期間が3年とされており、平成24年12月までの文書については、廃棄済みであった。

(※)「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン(平成21年2月6日総務省政策統括官(統計基準担当)決定)」(抄)

第5 調査票情報等の管理

1 総則

- (2) 一般統計調査の調査票情報(電磁的方法により記録しているものに限る)については、その調査の特性に応じて保存期間を定める。

「経済産業省行政文書管理規程（平成13年1月6日制定）」においても、調査票情報を記録した電磁的記録媒体の保存期間は明示されていないが、同規程において「政策の決定又は遂行上参考となる統計」の保存期間が3年とされていることを踏まえ、電磁的記録媒体の保存期間も3年とし、総務省から変更承認を受けたもの。

(※) 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）

（整理）

第五条

5 行政機関の長は、行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書（以下「行政文書ファイル等」という。）について、保存期間（略）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあつては（略）国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

（移管又は廃棄）

第八条 行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第五条第五項の規定による定めに基づき、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならない。

- ・ 他方、平成25年1月に総務省から変更承認を受けた調査計画では、同保存期間が無期限とされていることから、平成25年1月以降の文書は、調査することができた。

(※) 「同ガイドライン（平成23年3月28日）」（抄）

第3 管理手段・保存期間

2 保存期間

(1) 期限の定めなく保存し続ける必要のあるもの

将来にわたって利用するため電磁的方法で記録する調査票情報及びドキュメントの保存期間は、・・・「常用」又は「無期限」として保存し続ける必要がある。

- ・ なお、平成24年3月から同年12月までの調査票情報については、個人文書として残っていたことから、結果として、平成24年3月以降の文書について調査を行うことができた。
- ・ 次に、関係書類から推測される当時の状況について、（何らかの裏付けができる可能性があると考えられた）平成21年度後半以降の担当者に聞き取り調査を行い、事実の確認を行った。

(2) 調査結果

(調査対象企業数、回答企業数等)

- ・ (請負先から不適切な処理を行っているとの指摘を受けた)平成28年9月分のデータ(平成28年11月公表)において、調査対象企業数は732社。このうち、回答があった企業は257社、回答しないと表明した企業291社、調査要件を満たさないと表明した企業(10人未満、廃業等)175社、住所不明で返送された企業9社。

(調査対象企業の抽出方法)

- ・ 732社のうち、(平成25年3月分以降の調査のために繊維流通統計調査名簿を見直し際)報告者の選定に使用する名簿である平成19年度の商業統計調査名簿(919社)に掲載されていた企業数は390社(このうち、回答があった企業数は142社)で、これ以外の企業については、どのような名簿から抽出されたか不明であった。
- ・ プレスリリース前に初めて総務省に説明を行った昨年12月22日時点で、関係資料や関係者からの聞き取り調査の結果により、732社のなかに、平成19年度の商業統計調査名簿以外の企業が含まれていることを示唆する情報を把握していたが、26日のプレスリリースまでに、商業統計調査名簿の調査票の二次利用申請を行って繊維流通統計調査の平成28年9月分データの対象企業と照合することができなかつたため、プレスリリースには明記しなかつた。
- ・ また、商業統計調査名簿以外の企業を追加したことにより、調査計画における調査対象の属性的範囲について、調査計画上「繊維原料、糸、織物を取り扱う企業のうち、従業員10人以上の事業所を有する企業」とされているところ、実際にはこの属性以外の企業が含まれていた。

(平成21年当時の繊維流通統計調査名簿への形式的な企業の追加)

- ・ 関係資料や関係者からの聞き取り調査により、平成21年当時、繊維流通統計調査名簿の企業数が調査計画上の調査対象数(約730社)を大幅に下回っていたことから、(住所、会社名等はあるが、どのような名簿から抽出したのか不明な)315社を形式的に追加したと考えられたため、総務省に対してその旨説明を行った。しかしながら、その後の聞き取り調査により、実際には、商業統計調査名簿を基に名簿の見直しを行った、との相容れない関係者の証言が得られ、関連文書等でそれ以上の裏付けを行うことができなかつたため、同月26日のプレスリリースには明記しなかつた。いずれにせよ、この商業統計調査名簿以外の企業の追加の経緯は、関係者の記憶も曖昧になっており、これ以上の追跡を行うことができなかつた。

(過去のデータの横置き／6年かけてゼロにする処理)

- ・ 平成24年3月以降の統計作成に当たり、一定の調査回答数を維持するために、調査対象企業732社とは別に、過去に回答があった191社のデータを長期間そのまま使用していた。
- ・ 191社の中には、平成25年の繊維流通統計調査名簿に企業名があるもの(97社)とないもの(94社)が存在し、このうち企業名がないデータについて、公表数値の急激な変動を避ける観点から、平成25年4月以降、6年かけて定率で削減し最終的にゼロにする処理を行った。

- ・ 企業名があるデータについては、調査対象（繊維原料、糸、織物）ごとに、実際に調査票に回答した企業データの変化率と同じ割合を乗じ、当該データと実際に回答のあった企業データとを合算して公表していた。
- ・ こうした処理方針（具体的な実施方法、開始時期等）については、一定の回答数を確保しつつ、他方で統計調査の公表数値をできるだけ実態に近づける目的で、（具体的な時期は特定できないものの）当時の担当者が原案を作成し、内部の打ち合わせにおいて課長まで了解を得た上で、実施していた。この意思決定の経過文書と思われる文書が個人情報として残っていたが、意思決定に係る決裁文書は存在しない。（なお、統計調査に関する企画・立案の検討に用いた行政文書の保存期間は、5年。）

（※）「経済産業省行政文書管理規則」（抄）

統計調査に関する事項（保存期間：5年）

統計調査に関する企画・立案の検討、実施、報告

- ①統計の企画・立案に関する文書
- ②統計の実施に関する決裁文書
- ③統計の集計結果に関する文書

- ・ こうした処理については、経済産業省から請負事業者に対して、仕様書において指示していた。

（※）過去の受託事業者一覧

- 平成23年度：（一社）経済産業統計協会
- 平成24年度：（一社）経済産業統計協会
- 平成25年度：（一社）経済産業統計協会
- 平成26年度：（株）東レ経営研究所
- 平成27年度：（一社）経済産業統計協会
- 平成28年度：（一社）経済産業統計協会

（※）「平成28年度繊維流通統計調査に関する外注仕様書」

3. 業務内容

（6）調査票データのパソコン入力

- ④ 提出された調査票データに、発注者より提供される調整データを追加し、集計する。

- ・ なお、191社のデータをいつ時点から横置きしていたかについては、以下のとおり。

2001年のデータ：40社、2002年のデータ：16社
 2003年のデータ：21社、2004年のデータ：15社
 2005年のデータ：16社、2006年のデータ：9社
 2007年のデータ：9社、2008年のデータ：7社
 2009年のデータ：25社、2010年のデータ：12社
 2011年のデータ：15社、2012年のデータ：6社

- ・ 平成24年2月以前の数値についても、過去に回答があった企業のデータを上乘せすることにより、本統計調査に公表されている数値と実際に企業から回答があった数値との間に乖離がある可能性はあるものの、調査票の文書保存期間が満了し廃棄されていることから、事実の確認を行うことができなかった。

3. 不適切な処理が行われてきた背景

- ・ これらの処理が行われてきた背景については、
 - ① 統計法の知識や統計法を遵守するという意識の欠如（総務省に承認を得ている調査計画に記載された「約730社」という調査対象企業数を維持するために商業統計調査名簿以外から対象者を引用するなど、形式的な「つじつま合わせ」を行っていた点）、
 - ② 管理職等によるガバナンス・チェックが働かなかった統計調査管理体制の問題（繊維流通構造の変化や統計ニーズの変化などを十分に議論・把握することなく、担当者のみで作業を引き継ぎながら調査を実施してきた点）、といった問題が存在。

4. 本統計調査の利活用状況及び中止による支障の有無

(1) 利活用状況

- ・ 本統計調査は、経営の安定に支障が生じている中小企業者へのセーフティネット保証の対象となる業種を指定するための業況調査に利用されていたことを確認（それ以外の政策決定への利活用は確認されていない）。
- ・ また、業界団体等においては、日本紡績協会や日本羊毛産業協会、日本綿スフ織物工業連合会が業界統計の一部として利用してきたことを確認。

(2) 中止による支障の有無

- ・ セーフティネット保証の対象となる業種を指定するための業況調査に関しては、今後は、生産動態統計調査などの政府統計や業界団体の統計などを活用することを検討。
- ・ 業界団体等においては、本統計調査の廃止について了解済み。

以 上

(参 考)

繊維流通統計調査の概要（調査計画（平成 25 年 1 月 31 日変更承認））

（1）対象企業

商業統計名簿上の繊維原料（綿花、羊毛等）、糸（綿糸、毛糸等）、織物（綿織物、毛織物等）を取り扱う卸売事業者のうち、従業員 10 名以上の事業所を有する全企業（全数調査）。

※繊維原料：約 130 企業、糸：約 170 企業、織物：約 430 企業 → 合計：約 730 企業

（2）調査内容

毎月末日現在の繊維原料、糸、織物における調査品目ごとの受入数量、引渡数量、月末在庫数量。

（3）調査目的

繊維原料、糸、織物の流通実態を明らかにし、これらに関する施策を講ずるための基礎資料を得ること。

（4）公表方法

ホームページで調査月の翌々月中旬に公表。

※成果物は、（調査を開始した）昭和 28 年以降の分について経済産業省の図書館で、平成 19 年以降の分については経産省HPでも閲覧可能。

平成28年9月分(11月公表)

1. 繊維流通統計
Textile Goods Distribution Statistics Survey

(1) 繊維原料
Fiber raw materials

原料 materials		単位(Unit):t		
		受入数量 Receipt Quantity	引渡数量 Shipments Quantity	月末在庫数量 Inventory Quantity
綿花 Cotton		3,633	3,805	3,741
羊毛 Wool	洗上羊毛 Scoured Wool	348	311	700
	羊毛トップ Wool Tops	288	434	999
麻類 Flax fabrics		3	7	238
コットンリントーパルプ Cotton linter pulp		30	90	94
溶解パルプ Dissoiving pulp		0	0	0
ビスコーススフ Spun Viscose Rayon		3,300	3,304	2,189
合成繊維短繊維 Synthetic staple fibers		23,346	27,644	24,507
ナイロン Nylon		309	322	624
	アクリル Acrylic	9,747	10,965	4,551
	ポリエステル Polyester	11,496	14,043	16,453
	ポリプロピレン polypropylene	122	106	94
	その他の合成繊維短繊維 Others synthetic staple fibers	1,672	2,208	2,785

(2) 糸
Yarn

品目 Goods	受入数量 Receipt Quantity	引渡数量 Shipments Quantity			月末在庫数量 Inventory Quantity
		計 Total	需要者渡 Users	その他用 For Others	
合計 Yarn Total	27,327	28,044	22,590	5,454	36,898
綿糸 Cotton yarn	6,720	7,172	5,750	1,422	14,145
純 Pure cotton yarn	5,740	6,202	4,873	1,329	12,767
混 Blended	980	970	877	93	1,378
毛糸 Worsted and Woolen yarn	1,192	1,096	887	209	2,291
そ毛 Worsted yarn	1,082	976	793	183	2,028
紡毛 Woolen yarn	110	120	94	26	263
絹糸・絹紡糸(生糸を除き絹紡ちゆう糸を含む) Silk yarn and Spun silk yarn (excluding raw silk yarn, including noil silk yarn)	86	79	78	1	99
麻糸 Flax yarn	405	548	548	0	932
人絹糸 Rayon yarn	784	768	737	31	1,300
ビスコース Viscose rayon yarn	229	204	173	31	1,115
キュブラ Cuprammonium rayon yarn	555	564	564	0	185
ビスコーススフ糸(含キュブラ) Viscose rayon staple yarn	518	592	412	180	414
アセテート長繊維 Acetate filament yarn	935	920	633	287	111
合成繊維糸 Synthetic filament yarn	16,687	16,869	13,545	3,324	17,606
長繊維計 Synthetic filament yarn	13,333	13,404	11,181	2,223	13,658
ナイロン Nylon filament yarn	2,214	2,179	1,659	520	2,305
ポリエステル Polyester filament yarn	9,766	10,021	8,414	1,607	10,352
ポリプロピレン Polypropylene filament yarn	421	245	159	86	41
その他の長繊維 Other synthetic filament yarn	932	959	949	10	960
紡績糸計 Spun yarn	3,354	3,465	2,364	1,101	3,948
ナイロン Spun nylon yarn	12	8	7	1	15
ビニロン Spun vinylon yarn	274	270	252	18	71
アクリル Spun acrylic yarn	779	874	784	90	1,741
ポリエステル Spun polyester yarn	1,470	1,502	756	746	1,222
その他の紡績糸 Other spun yarn of staple fibers	819	811	565	246	899

資料出所:製造産業局生活製品課
Source: Lifestyle Industries Division, Manufacturing Industries Bureau

(3) 織物
Woven fabrics

単位(Unit): 織物(Woven fabrics) 千㎡(1000㎡)
タオル(Towel)t

品目 Goods	受入数量 Receipt Quantity	引渡数量 Shipments Quantity			月末在庫数量 Inventory Quantity
		計 Total	需要者渡 Users	その他用 For Others	
合計 Total	144,363	145,621	108,735	36,886	258,148
綿織物 Cotton fabrics	46,741	43,524	31,565	11,959	71,534
毛織物 Worsted and Woolen fabrics	7,197	7,353	5,180	2,173	19,650
そ毛 Worsted fabrics	6,296	6,402	4,666	1,736	18,021
紡毛 Woolen fabrics	901	951	514	437	1,629
絹織物(絹紡織物・絹紡ちゆう糸織物を含む) Silk fabrics	1,745	1,790	1,189	601	7,246
麻織物 Bast fiber fabrics	389	543	505	38	2,095
ビスコース人絹織物(キュブラ人絹織物を含む) Viscose rayon fabrics(including cupro fabrics)	3,512	3,361	3,092	269	7,314
ビスコーススフ織物(キュブラス織物を含む) Viscose staple fabrics(including cupro staple fabrics)	1,213	1,056	929	127	3,092
アセテート織物 Acetate fabrics	2,999	2,592	1,527	1,065	5,269
合成繊維織物 Synthetic fiber fabrics	80,127	84,945	64,299	20,646	141,271
ナイロン Nylon synthetic fiber fabrics	7,701	7,385	2,844	4,541	11,193
アクリル Acrylic synthetic fiber fabrics	425	433	327	106	867
ポリエステル Polyester synthetic fiber fabrics	60,605	66,469	51,240	15,229	110,404
ポリエステル長繊維 Polyester synthetic filament fiber fabrics	42,728	47,351	39,178	8,173	86,151
ポリエステル短繊維 Polyester synthetic staple fiber fabrics	17,877	19,118	12,062	7,056	24,253
その他の合成繊維織物 Other synthetic fiber fabrics	11,396	10,658	9,888	770	18,807
毛布 Blankets	440	457	449	8	677
毛 Wool	199	251	249	2	506
その他の毛布 Other blankets	241	206	200	6	171
タオル Toweling	4,899	1,764	1,117	647	7,048

注: 需要者渡には、縫製業者、縫製二次問屋等への引渡しの外に、小売商渡しや輸出船積したのも含まれます。

お知らせ

平成14年1月分調査より、調査方式及び調査内容を改正して当省製造産業局生活製品課が実施しています。
主な改正点は次のとおりです。

(1) 繊維原料

① 調査品目

イ) 調査品目

- ・「落綿」、「脂付羊毛」、「毛くず」、「国内発生落綿」を廃止。
- ・「綿花」の国別調査の廃止。
- ・「亜麻・ちよ麻」と「その他の麻類」を統合し「麻類」とする。

ロ) 調査項目

- ・輸入原料と国産原料における「項目欄」の「引渡」の内訳をすべて統合し、「引渡」とする。

(1) 糸

① 調査品目

イ) 調査品目

- ・「亜麻・ちよ麻」と「黄麻」を統合し「麻糸」とする。
- ・「ポリプロピレン」を「その他紡績糸」に統合する。
- ・「手編糸」を廃止。

ロ) 調査項目

- ・「引渡」項目の「仲間渡」を「その他」に、「需要者渡(輸出を含む)」を「需要者渡(輸出、小売商渡しを含む)」に名称変更。

(1) 織物

① 調査品目

イ) 調査品目

- ・「亜麻・ちよ麻」と「黄麻」を統合し「麻織物」とする。
- ・「ビニロン」と「ポリプロピレン」を「その他紡績糸」に統合。
- ・「ポリエステル」を「ポリエステル長繊維」と「ポリエステル短繊維」に分割。

ロ) 調査項目

- ・「引渡」項目の「仲間渡」を「その他」に、「輸出船積」と「需要者渡(小売商を含む)」を統合し「需要者渡(輸出、小売商渡しを含む)」に名称変更。
- ・「月末在庫」項目の内訳を廃止。

平成 28 年 12 月 26 日

「繊維流通統計調査」における不正確な数値の公表について

経済産業省で実施している「繊維流通統計調査」(統計法に基づく一般統計調査)において、不正確な数値が含まれていることが判明いたしました。

1. 事案の概要

経済産業省で実施している「繊維流通統計調査」(統計法に基づく一般統計調査)において、不正確な数値が含まれていることが判明いたしました。

(1)平成 28 年 11 月 17 日、本統計調査の請負先からの連絡を受けて、過去の統計数値について調査を行ったところ、当省ホームページで毎月公表されている統計調査の数値と、実際に企業から回答された数値との間に、大きな乖離があることが確認されました。

(2)具体的には、平成 24 年 3 月以降の統計作成に当たり、過去に企業から回答があった数値を、長期間にわたりそのまま使用していたことが確認されました。これは、統計上必要な調査対象企業数に比べ、調査票の回答数が減少してきたことに伴い、一定の調査回答数を維持するために行われていたものと考えられます。また、過去に企業から回答があった、これらの数値の一部について、平成 25 年 4 月以降、6 年かけてゼロにする処理を行っていたことが確認されました。

(3)なお、平成 24 年 2 月以前の数値については、統計調査の数値と実際の企業からの回答数値の間に乖離がある可能性はあるものの、調査個票の文書保存期間の経過により、照合ができないことから、事実関係の確認はできませんでした。

2. 本件の対応について

(1)本件は、本統計調査の信頼性を損なう重大な事案であると認識しております。

(2)本統計調査における回答企業数が減少し、統計ニーズも小さくなっていることから、1 月の公表分を含め、経済産業省として、本統計調査を廃止することを決定しました。

(3)今回の事案について、不適切な業務実態の事実関係を確認の上、早急に関係者に対する必要な処分を行います。

(4)なお、繊維流通統計調査を除く、経済産業省内の 42 の統計調査(統計法に基づく基幹統計調査 10、一般統計調査 32)について、本事案と同様の問題がないか一斉点検を行い、他の統計においては、問題がないことを確認しました。さらに、再発防止策として、省内の統計関係課室に対し、今後同様の事案を生じさせないよう、指示を徹底しました。

(※)繊維流通統計調査とは、繊維原料、糸、織物の流通実態を明らかにすることを目的に、繊維原料、糸、織物を取り扱う卸売企業を対象に、各月の「受入数量」、「引渡数量」、「月末在庫数量」を調査するもの。

(本発表資料のお問い合わせ先)

大臣官房参事官(製造産業局担当) 風木

電話:03-3501-1511(内線 3642)

03-3501-1689(直通)

03-3501-6588(FAX)

製造産業局生活製品課 担当 矢野、山鹿

電話:03-3501-1511(内線 3861)

03-3501-0969(直通)

03-3501-0316(FAX)

経済産業省統計調査の信頼向上に向けた取組について（再発防止策と改善策）

平成29年1月
経済産業省

1. 本事業の要因のポイント

- ①統計法の知識、統計法遵守の意識の欠如
- ②統計調査精度向上に向けた取組の欠如
- ③統計調査管理体制の欠如
（管理職（総括補佐）の関与の欠如、担当者のみで作業（タコツボ化）、作業内容の引継ぎが不十分 等）
- ④統計調査の実施内容の透明性の欠如

2. 再発防止策

- ①統計法の知識向上、統計法遵守の意識向上
 - ・ 統計調査実施課室管理職会議
 - ・ 統計調査実施課室担当者研修
- ②管理体制の強化
 - ・ 統計実施業務改善月間の設定
 - ・ 統計調査実施課室におけるセルフチェック（チェックリスト作成、管理職も確認）
 - ・ 統計調査の内容に係る調査統計グループによるヒアリング
 - ・ マニュアル整備
- ③統計調査の実施内容の透明性の向上
 - ・ 総務省の承認を得た調査計画の公開

3. 改善策

- ①統計精度向上に向けた取組
 - ・ 統計委員会等からの指摘を踏まえた統計改善の積極的な取組
 - ・ 各統計調査における品質保証活動（※）の着実な実施
※利用者ニーズに対応した公的統計の作成・提供、その品質の表示・評価・改善を通じ、公的統計の有用性及び信頼性の確保・向上を目指す活動のこと。
- ②統計ニーズ等を踏まえた統計の見直し
 - ・ ニーズの乏しいものについては廃止を含めた検討（総務省に承認を得た調査計画の目的にかかる補足説明資料を上記2. ③の公開情報に含める。）